

肝属川水系学識者懇談会設立趣旨（案）

平成９年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、肝属川水系においては、平成１９年３月３０日に「肝属水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね２０～３０年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「河川整備計画」を定めることとなりました。

河川整備計画の案の作成にあたり、河川法第１６条の２第３項に規定する趣旨にもとづき、河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「肝属川水系学識者懇談会」を設置するものです。

（参考１）河川整備計画

河川法第１６条の２第３項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

肝属川水系学識者懇談会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「肝属川水系学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 肝属川水系河川整備計画を策定するにあたり「肝属川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、それぞれの立場から必要な意見を述べるものとする。

（組織等）

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、肝属川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は、河川整備計画の策定までとする。

（懇談会の成立）

第4条 懇談会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長が指名する者が職務を代行する。

（公開）

第6条 懇談会は、原則公開とする。懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第一課に置く。

（規約の改正）

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の2分の1以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

（附則）

この規約は、平成23年7月26日より施行する。

「肝属川水系学識者懇談会」に関する公開方法（案）

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議の運営

事務局は、学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

3. 議事概要

「肝属川水系学識者懇談会」の議事について、事務局が発議者の氏名を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

4. 公開の方法

会議資料及び議事概要等は、国土交通省大隅河川国道事務所ホームページでの掲載等によるものとする。